

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所林木育種センター種苗配布規程

平成19年4月2日
19森林総研第1号

最終改正 平成29年3月30日（28森林林育第387号）

（趣旨）

第1条 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所業務方法書（平成27年4月1日付け26林整研第261号農林水産省指令）第36条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター（育種場を含む。以下「センター」という。）が行う種苗の配布に必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において、配布の対象とする「種苗」とは、林木の育種事業により生産された穂木及び苗木（林木遺伝資源を除く。）をいう。

（種苗の配布及び価格）

第3条 センター所長及び育種場長（以下「所長等」という。）は、都道府県等から配布要望を受けた種苗を計画的に増殖し、毎年度の都道府県等の申請に基づき配布するものとする。

2 種苗配布の調整手続については別に定める。

3 所長等が配布する種苗の価格は、生産価格（生産原価）等を基準とし、各年度の価格は、別表左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる価格とする（別表価格表）。

4 センターは開発した品種等を自ら配布する。

5 価格の切替えについては、8月1日を基準日として行う。

6 価格については、優良種苗の普及等に配慮しつつ、生産コストの変動等諸要因の変化を踏まえ、5年間を目途に検討の上、必要な見直しを行うものとする。

なお、5年以内であっても諸要因に大きな変動等があった場合は、適宜必要な見直しを行うものとする。

（配布種苗の申請等の手続き）

第4条 種苗の配布を受けようとする者は、別記様式第1号による種苗配布申請書を所長等に提出しなければならない。

2 種苗配布申請書を受け取った所長等は、同申請書に基づく対応可能な種苗の引渡しとともに、申請者に対し、別記様式第2号による種苗配布通知書を交付する。また、見積書、納品書が必要な場合は所長等から別記様式第3号による種苗配布見積書及び同4号による種苗配布納品書を交付することができる。

3 種苗配布通知書を受け取った受領者は、速やかに配布された種苗の系統、数量等を同通知書で確認した上で、別記様式第5号による種苗受領書を所長等に提出しなければならない。その際、数量不足又はその他の問題を確認し

た場合は、種苗受領書を提出する前に直ちに所長等に連絡し、指示を受けることとする。

- 4 引渡しは原則としてセンターあるいは育種場で行う。ただし、要請により都道府県等の指定する場所で行うことができる。この場合、指定場所までの送付に必要な経費は都道府県等の負担とするものとする。

(代金等の支払)

第5条 種苗の配布を受けようとする者は、配布種苗の代金を、森林総合研究所から発行される理事長名の請求書により、センターの指定する方法で、指定する期日までに支払わなければならない。また、引渡しにおいて生じた指定場所までの送付に必要な経費の支払については原則として着払いとするが、配布先の希望により種苗の配布と同様の手続を行うことができる。

(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に関する措置)

第6条 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成25年法律第24号)により改正された当該法律(平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。)第2条第2項に規定する特定母樹(以下「特定母樹」という。)の種苗を、間伐等特措法第10条第1項に規定する認定特定増殖事業者に対して配布するに当たり、センター所長は、配布種苗の取扱の適正化の観点から、認定特定増殖事業者と別記様式第6号による特定増殖事業計画実施のための特定母樹の種苗配布に関する基本合意書(以下「基本合意書」という。)を締結する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成23年3月8日 22森林林育第349号)

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

特例事項

平成23年4月1日から7月31日までの間は、平成23年8月1日からの価格を適用するものとする。

附 則(平成24年6月18日 24森林林育第62号)

この規程は、平成24年8月1日から適用する。

附 則(平成25年2月25日 24森林林育第319号)

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年12月25日 25森林林育第130号)

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月26日 26森林林育第352号)

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年1月19日 28森林林育第264号)

この規程は、平成29年3月1日から適用する。

附 則（平成29年3月30日28森林林育第387号）

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

樹種		目安とする規格			税抜価格(円)
		苗齢(年) おおむね	苗長(cm) おおむね	根元径 (mm) おおむね	
つぎ木苗	スギ	1~2	35~85	6上	622
	ヒノキ	2~3	35~70	5上	770
	アカマツ	2~3	25~55	5上	563
	クロマツ	2~3	25~55	6上	566
	カラマツ	2~3	35~90	6上	925
	グイマツ雑種 F1	3~7	20~90	6~14	925
	グイマツ	3~7	20~90	6~14	925
	トドマツ	4~7	20~45	8~14	1,096
	アカエゾマツ	4~8	20~45	8~14	1,256
さし木苗	スギ・ヒノキ	1~2	35~85	6上	508
穂木	穂木(全樹種)				24

注1. 価格は苗畑渡し価格で消費税、地方消費税額を含まない。

注2. 価格については、優良種苗の普及等に配慮しつつ、生産コストの変動等諸要因の変化を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

樹種		目安とする規格			税抜価格(円)
		苗齢(年) おおむね	苗長(cm) おおむね	根元径 (mm) おおむね	
つぎ木苗	スギ	1~2	35~85	6上	617
	ヒノキ	1~3	35~70	5上	617
	アカマツ	2~3	25~55	5上	558
	クロマツ	2~3	25~55	6上	561
	カラマツ	1~4	35~90	6上	854
	グイマツ雑種 F1	3~7	20~90	6~14	854
	グイマツ	3~7	20~90	6~14	879
	トドマツ	4~7	20~45	8~14	970
	アカエゾマツ	4~8	20~45	8~14	1,129
さし木苗	スギ・ヒノキ	1~2	35~85	6上	512
穂木	穂木(全樹種)				29

注1. 価格は苗畑渡し価格で消費税、地方消費税額を含まない。

注2. 価格については、優良種苗の普及等に配慮しつつ、生産コストの変動等諸要因の変化を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

種 苗 配 布 申 請 書

年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所
林木育種センター 所長 （育種場長） 殿

所属長 等



国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター種苗配布
規程第4条第1項により、下記のとおり種苗の配布を申請します。

記

1. 実行部所名 _____

2. 種苗の内訳

使用目的	樹種	品種	配布形態	精英樹 コード	系統名	配布要望時期	本数	備考

3. 受領場所、引取方法

郵便番号： _____ 住所： _____
電話番号： _____ 機関名及び担当者名： _____
引取方法： _____

4. 特記事項 _____

発送業者名（指定がある場合は業者名）： _____
請求書の宛名（申請者と異なる場合）： _____
請求書の送付先（受領者と異なる場合）： _____

（備考）

- 1 実行部所名は〇〇県林業技術センター、△△採種園等を記入。
- 2 種苗の内訳が多い場合は、別紙として表中の内容の一覧を添付する。
- 3 使用目的は、採種（穂）園の改良、保存園用等の概要を簡潔に記入。
- 4 品種は、推奨品種、花粉の少ないスギ等を記入。
- 5 配布形態別は、穂木、さし木、つぎ木の別を記入。
- 6 配布要望時期の記入は、おおよその年月（又は〇年〇月中旬等）を記入する。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

注：配布種苗の成長は、植栽地の条件等により変わります。一定量の成長を保証するものではありません。

番 号
年 月 日

種 苗 配 布 通 知 書

申請者 あて

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所 林木育種センター〇〇〇

平成〇年〇月〇日付第〇号で配布申請のあった種苗について、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター種苗配布規程第3条第1項により下記のとおり配布します。

記

1. 実行部署 _____

2. 配布種苗の内訳

使用目的	樹種	品種	配布形態	精英樹コード	系統名	配布要望時期	本数	備考
計								

3. 代金（国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター種苗配布規程第3条第3項）

苗木価格（税込）樹種名・配布形態・1本あたり 円 × 本 = 円
計 円

4. 代金の支払方法（国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター種苗配布規程第5条）

支払請求書による口座振込

5. 引渡方法

注：配布種苗の成長は、植栽地の条件等により変わります。一定量の成長を保証するものではありません。

番 号
年 月 日

種 苗 配 布 通 知 書

申請者 あて

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所 林木育種センター〇〇〇

平成〇年〇月〇日付第〇号で配布申請のあった種苗について、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター種苗配布規程第3条第1項により下記のとおり配布します。

記

1. 実行部署 _____

2. 配布種苗の内訳

使用目的	樹種	品種	配布形態	精英樹コード	系統名	配布要望時期	本数	備考
計								

3. 代金（国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター種苗配布規程第3条第3項）

苗木価格 樹種名・配布形態・1本あたり _____ 円（税抜） × _____ 本 = _____ 円

計 _____ 円 ①

① 円 × 消費税等率 _____ = _____ 円（小数点以下切り捨て） ②

① + ② _____ = _____ 円

4. 代金の支払方法（国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター種苗配布規程第5条）

支払請求書による口座振込

5. 引渡方法

注：配布種苗の成長は、植栽地の条件等により変わります。一定量の成長を保証するものではありません。

番 号
年 月 日

種 苗 配 布 見 積 書

申請者 あて

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所 林木育種センター〇〇〇

平成〇年〇月〇日付第〇号で配布申請のあった種苗について、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター種苗配布規程第4条第2項により下記のとおり見積もりします。

記

1. 配布種苗の内訳

使用目的	樹種	品種	配布形態	精英樹コード	系統名	配布要望時期	本数	備考
計								

2. 代金（国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター種苗配布規程第3条第3項）

苗木価格 樹種名・配布形態・1本あたり 円（税抜） × 本 = 円

計 円 ①

① 円 × 消費税等率 = 円（小数点以下切り捨て） ②

① + ② = 円

注：配布種苗の成長は、植栽地の条件等により変わります。一定量の成長を保証するものではありません。

番 号
年 月 日

種 苗 配 布 納 品 書

申請者 あて

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所 林木育種センター〇〇〇

平成〇年〇月〇日付第〇号で配布申請のあった種苗について、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター種苗配布規程第4条第2項により下記のとおり納品します。

記

1. 配布種苗の内訳

使用目的	樹種	品種	配布形態	精英樹コード	系統名	配布要望時期	本数	備考
計								

2. 代金（国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター種苗配布規程第3条第3項）

苗木価格 樹種名・配布形態・1本あたり 円（税抜） × 本 = 円

計 円 ①

① 円 × 消費税等率 = 円（小数点以下切り捨て） ②

① + ② = 円

注：配布種苗の成長は、植栽地の条件等により変わります。一定量の成長を保証するものではありません。

種 苗 受 領 書

年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所 林木育種センター〇〇〇 殿

（受領担当者）

（所属及び職名）

（氏 名）

印

平成〇年〇月〇日付第〇号により通知のあった種苗について、下記のとおり受領したので報告します。

記

1. 受領種苗の内訳

使用目的	樹種	品種	配布形態	精英樹コード	系統名	本数	備 考
計							

2. 種苗受領年月日、場所

3. 特記事項（受領時の種苗の状態、送付方法に対する意見・感想など）

特定増殖事業計画実施のための特定母樹の種苗配布に関する基本合意書

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター（以下「甲」という。）と認定特定増殖事業者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙の実施する特定増殖事業計画に必要な特定母樹の種苗配布に関して、以下の内容について合意する。

（目的）

第1条 本合意は、乙の実施する特定増殖事業計画に必要な特定母樹の種苗配布を甲が行うに当たり、その基本的条件を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本合意において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- （1）「特定母樹」とは、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。）第2条第2項における特定母樹をいう。
- （2）「特定増殖事業計画」とは、間伐等特措法第9条第1項における特定増殖事業計画をいう。
- （3）「認定特定増殖事業計画」とは、間伐等特措法第10条第2項における認定特定増殖事業計画をいう。
- （4）「認定特定増殖事業者」とは、間伐等特措法第10条第1項における認定特定増殖事業者をいう。

（基本契約性）

第3条 本合意は、甲を特定母樹の種苗の配布者とし、乙を受領者として、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター種苗配布規程（19森林総研第1号。以下「配布規程」という。）及び、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター種苗配布調整手続要領（25森林育林第131号。以下「手続要領」という。）の下で行われる、特定母樹の種苗の授受の全てに適用されるものとする。

（個別配布内容）

第4条 甲が乙に配布する特定母樹の種苗（以下「配布種苗」という。）の系統名、数量、価格、配布時期、引渡場所その他の具体的内容は、乙の種苗配布申請書（配布規程第4条第1項）を踏まえて甲が決定する種苗配布通知書（配布規程第4条第2項）において定める。

（認定特定増殖事業計画の提出）

第5条 甲が、特定母樹の種苗生産を計画的に行い、また、乙に対して配布種苗の適切な取扱に係る技術支援等を行えるよう、乙は、認定特定増殖事業計画の写しを甲に提出する。

(引渡)

第6条 配布種苗の引渡しは、種苗配布通知書の交付とともに原則林木育種センター(育種場)で行う。ただし、乙が希望した場合は、乙の指定場所で行うことができる。この場合、甲は配布種苗を種苗配布通知書とともに指定場所へ配送する。指定場所までの配送費は、乙の負担とする。また、甲は発送をもって、引渡しを完了したものとみなし、配送中の配布種苗の滅失等に対し、いかなる責任も負わない。

2 乙の一方的事情等による受領拒否の場合において、乙は当該種苗について代金の支払を免れない。

(検品、瑕疵担保責任)

第7条 検品は、配布規程第4条第3項に基づき実施する。

2 乙は、配布種苗に甲による瑕疵を認めた場合は、林木育種センター(育種場)における引渡しの場合はその引渡しの時、乙の指定場所における引渡しの場合は、受領日を含めて3日以内(土曜、日曜、祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日)は除く。)に林木育種センター(育種場)に連絡し、甲の指示を受けなければならない。

3 甲は連絡のあった種苗を写真等で調査し、甲による瑕疵が確認できた場合は、代替種苗について乙との協議の上、再度配布時期を定めて配布する。

(決済)

第8条 乙は、甲に配布規程第5条に基づき、配布種苗の代金を支払う。なお、乙の支払義務は手続要領第3条により、乙の配布要望を含む5か年計画が都道府県から提出あるいは再提出され、林木育種センター所長(育種場長)が受領した時点で発生する。ただし、支払義務の発生は、5か年計画に基づき生産を開始した種苗に限る。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本合意及び配布規程並びに手続要領の実施において知り得た情報、秘密を本契約の有効期間中に係わらず第三者に無断で開示又は漏洩してはならない。

(禁止事項)

第10条 乙は、間伐等特措法の趣旨を尊重し、配布種苗及びその個体の一部について、第三者への譲渡、転売、貸与、その他認定特定増殖事業計画に基づく事業以外での使用を行わない。また、このことについては、配布種苗を元に認定特定増殖事業計画に基づき繁殖した苗木(以下「クローン」という。)及びその個体の一部についても同様の扱いとする。

2 乙は、配布種苗及びそのクローンを種苗法(平成10年法律第83号)に基づく品種登録に出願しない。

3 乙は、配布種苗及びそのクローンに係る前項以外の知的財産を権利化しない。

4 乙は、配布種苗及びそのクローン並びにそれらの個体の一部を海外に持ち出さない。

(権利義務の譲渡制限)

第11条 乙は、本合意に定める権利義務を、甲の事前の承認を得ることなく、第三者に譲渡してはならない。

(技術指導)

第12条 乙からの要請があった場合、あるいは甲が、乙の認定特定事業計画を認定した都道府県（以下「都道府県」という。）と協議して必要となった場合、乙に対し配布種苗の繁殖、採種園及び採穂園の造成、種子の貯蔵等に関する技術指導を行う。乙は、甲が技術指導において配布苗木の使用方法に係る指導及び助言を行った場合には、これを尊重する。なお、これらの技術指導に係る経費について、甲から要請のあった場合には、乙はこれを負担する。

(事実等の公表)

第13条 乙が行った配布種苗の誤った取扱いなどにより、甲が特定母樹の普及に大きな支障を来すおそれがあると判断した場合、甲は都道府県と協議を行う。その結果、林家等の種苗使用者保護の観点から、乙はその事実が公表されることについて異議を述べない。

(解約)

第14条 甲及び乙は、相手方に対して書面による通知をもって、本合意を解約することができる。

(配布の停止及び解除)

第15条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、都道府県と協議の上、以降の苗木配布の停止あるいは合意を解除することができる。

- (1) 認定特定増殖事業計画を取り消されたとき
- (2) 本合意及び配布規程並びに手続要領の条項の一に違反したとき
- (3) 乙に以下の事情が生じたとき
 - ア 破産
 - イ 民事再生又は会社更生
 - ウ 支払停止又は支払不能
 - エ 差押え、仮差押え

(損害賠償)

第16条 甲の乙に対する損害賠償は配布種苗の価格を上限とする。

(有効期間)

第17条 本合意の有効期間は、締結日から乙の認定特定増殖事業計画の終期である平成〇年〇月〇日までとする。ただし、第9条、第10条、第12条については本合意終了後も効力を失わない。

(合意管轄)

第18条 本合意及びこれに関連する一切の紛争を裁判によって解決する場合、水戸地方裁判

所日立支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法に別の専属管轄の定めがある場合はこの限りではない。

(補則)

第19条 本合意に定めのない事項が生じたとき、又はこの合意条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

本合意の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名捺印の上、甲乙各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

配布者 (甲) 茨城県日立市十王町伊師 3809-1
国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所 林木育種センター
代表者名 所長

受領者 (乙) 住所
受領者名